

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

公募型プロポーザル説明書

令和7年10月

南島原市教育委員会 文化財課

「原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託」に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）については、本プロポーザル説明書のとおりとする。

目 次

- I プロポーザル実施要領
 - II プロポーザル参加表明書作成要領
 - III 企画提案書等作成要領
 - IV 審査基準
 - V 様式
- 別紙Ⅰ 原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託仕様書

I プロポーザル実施要領

I 趣旨

この要領は、「原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託」（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

（１）業務の名称

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

（２）業務の履行期間

契約日から令和８年３月３１日（火）まで

（３）業務の目的、内容等

別紙「原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託仕様書」のとおり

（４）契約保証金

南島原市契約規則による。

（５）業務の上限額

５０,０００,０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 プロポーザル参加のための技術的要件

本業務におけるプロポーザルの参加者については、業務全般の責任者（以下「業務責任者」という。）として、過去（概ね10年以内）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と文化財等の３ＤＣＧデータ制作且つＶＲ等の活用のためのアプリケーションの提供実績を有し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者を配置し、当該責任者が本業務全般に従事することを確認できること。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

《プロポーザル等実施スケジュール》

項 目	日 程（期限等）
(1) 公告、プロポーザル公募要項等の配布	令和7年10月23日（木）
(2) 質問票 提出期限	令和7年10月27日（月）
(3) 質問票への回答	令和7年10月29日（水）
(4) プロポーザル参加表明書等提出期限	令和7年11月4日（火）
(5) プロポーザル参加表明書審査結果通知	令和7年11月6日（木）
(6) 提案書提出期限	令和7年11月13日（木）
(7) 一次選考（書類審査）	令和7年11月18日（火）（予定）
(8) 一次選考結果通知	令和7年11月21日（金）（予定）
(9) プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年12月上旬（予定）
(10) 審査結果（採否）通知	令和7年12月上旬（予定）
交渉期間（優先交渉業者）	
(11) 契約締結	令和7年12月中旬（予定）

※一次選考以降のスケジュールはあくまでも予定であり変更が生じる場合もある。

5 参加表明書

「Ⅱ プロポーザル参加表明書作成要領」に記載のとおり

6 企画提案書

「Ⅲ 企画提案書作成要領」に記載のとおり

7 質問

(1) 質問手続き

- ① 提出方法 質問票（様式3）をPDFファイルにより電子メールで送付すること。
※ 必ず電話にて到達確認を行うこと。
- ② 提出先 南島原市教育委員会文化財課世界遺産推進班代表メールアドレス
sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp
- ③ 提出期限 令和7年10月27日（月）午後5時まで
- ④ 回答方法 令和7年10月29日（水）の午後5時までに南島原市ホームページ上に公開する。
- ⑤ 留意事項
 - ・ 電話、口頭による質問、提出期間を過ぎての質問には回答しない。
 - ・ 下記の趣旨の質問には回答を行わない。
 - ア 「実施要領」の明らかな誤読
 - イ 「実施要領」に対する個人的な意見
 - ウ 提案しようとする内容についての是非を問うもの
 - エ 質問者が自ら判断又は調査すべきもの
 - オ 本業務と直接関係のない質問

8 審査

(1) プロポーザル審査委員会の名称

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）と称する。

(2) 審査の方法

① 一次選考（書類審査）

「Ⅳ 審査基準」に基づき、審査委員会が各提案書等書類にて評価し、上位5者以内を選定するものとする。

なお、選定結果については、候補者選定後、参加者全員に対し、選定又は非選定の結果を電子メール及び郵送にて通知する。参加者が5者以内の場合にあっては、一次選考を行わない場合もあるが、一次選考結果として通知は行う。

② 二次選考（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

ア プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容

企画提案を対象に、南島原市教育委員会文化財課世界遺産推進班（以下「事務局」という。）が指定する場所において、以下によるプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施する。

（α）プレゼンテーションは企画提案書を用いて30分以内で行うこと。説明はプロジェクターを用いて行うことができるが、その場合、スクリー

ンのみ本市で準備するため、パソコン及びプロジェクター等の機材は参加者が持参すること。プレゼンテーションにおいて、企画提案書以外の説明用の資料の配布は認めないが、3DCGの画質や精度などを説明するためにサンプルとしてデモ機を使用することは可能とする。その場合においても、プレゼンテーションの制限時間は30分以内とする。なお、審査会場入場から機材の設置完了、出席者紹介などまでの時間は準備時間とし、プロポーザルの制限時間には含まない。

(b) プレゼンテーションの後、ヒアリングを10分程度行う。

(c) 出席者は3名以内とする。統括責任者は必ず出席すること。

(d) その他詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングによる選定方法

一次選考にて選定された者によるプレゼンテーションを行い、同時に実施するヒアリング結果等を踏まえ、「Ⅳ 審査基準」に基づき審査委員会が提案等の内容を評価し、最も優れた提案を行ったものを契約交渉権者に選定する。

(3) 失格について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、契約交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、契約交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- ② 提出期限までに書類が提出されない場合
- ③ 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令及び公序良俗に違反するなど不適当な場合
- ⑧ 本業務について2以上の企画提案をした場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

9 業務委託料

委託する業務の規模は、50,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以下とし、契約金額は、契約交渉権者から別途見積を徴収し決定する。

10 その他

(1) 提案にあたっては、本市及び原城跡の現状や課題等を十分把握したうえで提案すること。

- (2) 提案された業務内容については、契約後、速やかに具現化できる提案とすること。
- (3) 経費については、一切の経費を含めて見積もりを行うこと（業務に直接関係がない飲食費などは計上しないこと）。
- (4) 提出書類の作成提出、本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書を含む提出書類は原則として返却しない。ただし、不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本プロポーザルにおける審査以外では使用しない。
- (6) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で複製する場合がある。
- (7) 企画提案書の作成等のため本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表及び使用してはならない。
- (8) 企画提案書で表明された内容が基本的な契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することがないこと。なお、契約後、企画提案書で表明された内容の調整を行う場合がある。優先交渉権者に決定された後でも、業務目的が達成できないことが確認された場合には契約を締結しない場合がある。また、それに伴い提案事業者が被る損害について本市は一切賠償しない。
- (9) 提案上限額は、見積時の予定価格を示すものではない。

II 問合せ・提出先

〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地
南島原市教育委員会文化財課世界遺産推進班
TEL : 0957-73-6705 FAX : 0957-85-2767
e-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp

Ⅱ プロポーザル参加表明書作成要領

Ⅰ 公募型プロポーザル参加表明について

参加表明を行う者は、プロポーザル参加表明書（様式Ⅰ）と会社概要書（様式Ⅱ）を提出すること。令和7年度南島原市入札参加資格を有していない者については、「登記簿謄本（写し可）」、「税の未納がないことを証明する書面」についても合わせて提出すること。

また、「Ⅰ プロポーザル実施要領」の「3 プロポーザル参加のための技術的要件」を満たすことを示す書類として、業務責任者の氏名、経歴等（これまでに担当した業務の名称、発注先、発注金額、業務概要、具体的な担当業務内容など）を記載した書類等（任意様式）を提出すること。なお、下請けや協力事業者として関わった場合には、その旨も記載すること。

2 参加申請書の提出方法、提出先及び提出期間

（Ⅰ）提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式Ⅰ）
- ② 会社概要書（様式Ⅱ）
- ③ 登記簿謄本（写し可）
- ④ 国・都道府県・市区町村税の未納がないことを証明する書面（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、提出日から1か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑤ 「Ⅰ プロポーザル実施要領」の「3 プロポーザル参加のための技術的要件」を満たすことを示す書類等（任意様式）

※ ③、④は、令和7年度南島原市入札参加資格を有していない者に限る。

（Ⅱ）提出方法

持参も可能とするが、極力郵送（宅急便等も可）にて提出することとする。なお、郵送等の場合は電話にて到着を確認すること。

（Ⅲ）提出先

『Ⅰ プロポーザル実施要領』の「Ⅱ 問合せ先・提出先」とする。

（Ⅳ）提出部数

1部（原本を提出すること。）

（Ⅴ）提出期限

令和7年11月4日（火）午後5時まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者の資格要件等は、次のとおりとする。

- (1) 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、南島原市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 共同企業体での参加は不可とする。
- (6) 業務全般の責任者として、過去に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と文化財等の3DCGデータ制作且つVR等の活用のためのアプリケーションの提供実績を有し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者を配置し、当該責任者が本業務全般に従事することを確約できる者であること。

4 プロポーザル参加表明書審査結果

令和7年11月6日（木）午後5時までに、参加表明書の審査結果（参加資格の有無）について、電子メール及び郵送にて回答する。

Ⅲ 企画提案書等作成要領

1 提出する企画提案書等の様式

企画提案書は、別添の様式5から様式7までの様式及び任意の様式により作成すること。

2 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参又は郵送（宅急便等も可）とする。なお、郵送等の場合は電話にて到着を確認すること。

(2) 提出先

『Ⅰ プロポーザル実施要領』の「Ⅱ 問合せ先・提出先」とする。

(3) 提出部数

「5 提案書等の作成」による。

(4) 提出期限

令和7年11月13日（木）午後5時まで

3 提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、委託する業務の実施方法の概要や考え方、アイデア、事例や手法について提案を求めるものであり、当該業務に係る最終的な成果品等の作成を求めるものではない。

具体的な業務の作業内容や実施方法については、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、市が提供する資料などに基づいて、市と優先交渉権者が協議の上、契約までに決定する。

4 企画提案に係る留意点等

本業務の企画提案については、仕様書に定める業務内容に基づき作成することとするが、その際、留意する点や業務において本市が重要視するポイントなどについては、以下のとおりである。

①原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツ（VR等）制作及び公開

【業務内容】

- ・本業務のメインとなる往時の原城跡を理解できる3DCGコンテンツ等
- ・上記を補完する解説動画等のサブコンテンツ（必要な場合）

- ・公開のために必要となるアプリケーション等
- ・公開のために必要な端末（必要な場合）

【ポイント】

- ・「業務内容」に記載している点を網羅しなければならないということではなく、全体を一つのパッケージとして、不要な部分は削除し、不足するものを追加するような提案を想定している。
- ・3DCG等については、仕様書に記載した重要項目の見せ方、範囲、品質などについての提案書への記載が必須である。
- ・解説動画等を制作する場合には、想定される動画等の内容のみならず、本数、尺（秒数）など、想定される内容の提案書への記載が必要である。
- ・本業務に係る費用のみならず後年度のランニングコストについても重要視しており、5年間程度のランニングコストについては、想定されるものの提案書への記載が必要である。
- ・監修者との調整方法、回数、内容など、想定されるものの提案書への記載が必要である。
- ・コンテンツの利用は、基本的に、世界遺産センターに立ち寄り、実際に原城跡を散策するお客様の利用を想定している。一方で、原城跡への来訪を考えている人などにアプローチできることも重要だと考えており、その効果的な手法などについても提案書への記載が必要である。
- ・本年度中を目安として、本業務とは別の業務において、世界遺産センターのホームページを立ち上げることとしており、本業務で構築する3DCGコンテンツ等の公開に必要な場合、活用できるよう調整することは可能である。その際、サーバーレンタル費用やホームページの保守費用はランニングコストに含める必要はないが、格納するコンテンツのメンテナンス等にかかる費用は想定しておくこと。
- ・著作権等に関して、本業務で構築するコンテンツの二次利用等に関して、制限などがかからないことが望ましいと考えている。著作権等の権利関係についても提案書への記載が必要である。
- ・原城跡では、現在も発掘調査や歴史資料調査を続けており、新たな事実等が判明した場合、将来的にコンテンツの追加や機能の拡張を検討していくことになるため、そのような可能性があることを想定した提案である必要がある。

②ガイダンス展示コーナーのデジタル展示（1か所程度）

【業務内容】

- ・仕様書に記載のとおり

【ポイント】

- ・現在実施している建築工事や展示工事の内容に変更が生じるような提案は現実的ではないが、効果が高い提案であれば施工業者と調整を行うこともある。
- ・当該デジタル展示の設置箇所が2か所以上の提案も可とするが、設置スペースは仕様書記載の範囲内（幅2.0m以内、高さ1.5m以内、奥行き1.0m以内（床面を使用する場合は、幅6.0m以内、奥行き1.8m以内））に収まるような提

- 案であること。また、ガイダンス展示に影響を与えないよう留意すること。
- ・本業務に係る費用のみならず後年度のランニングコストについても重要視しており、5年間程度のランニングコストについては、想定されるものの提案書への記載が必要である。

③サテライト展示コーナーのデジタル展示（1か所程度）

【業務内容】

- ・仕様書に記載のとおり

【ポイント】

- ・本項目に係るデジタル展示は、主に、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の関係自治体を紹介する動画等の放映を想定しているが、世界遺産センターのエントランスに設置するものであるため、イベント告知などにも活用できる方が望ましい。
- ・設備については、施設管理スタッフなどが比較的容易にデータの更新等ができるものであることが望ましい。
- ・現在実施している建築工事や展示工事の内容に変更が生じるような提案は現実的ではないが、効果が高い提案であれば施工業者と調整を行うこともある。
- ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産のサテライト展示コーナー（無料ゾーン）の『世界遺産紹介』コーナーの一角で、幅1.0m以内、高さ1.5m以内、奥行き1.0m以内の場所を想定しているが、世界遺産の価値をわかりやすく伝える機能を有しつつ、可能な限りコンパクトなものとすること。
- ・本業務に係る費用のみならず後年度のランニングコストについても重要視しており、5年間程度のランニングコストについては、想定されるものの提案書への記載が必要である。

5 提案書等の作成

（1）提案書様式等について

① 企画提案書の構成（必要書類）

ア 企画提案書

- （a）企画提案書（鑑）（様式5）
- （b）業務実施体制（様式6、記載要件を満たしていれば任意様式も可）
- （c）類似業務実績（様式7、記載要件を満たしていれば任意様式も可）及び添付資料（契約書等の写し）
- （d）企画提案書（企画提案の内容を記載）（様式任意、必要に応じて資料の添付可）

イ 見積書

- （e）見積書（任意様式）

※本業務において実施する内容にかかる提案項目ごとの内訳まで記入すること

と。なお、本業務完了後に生じるランニングコストは含めないこと。

② 提出部数

ア 企画提案書

「(a) 企画提案書(鑑)」は1部提出すること。

「ア 企画提案書」については、表紙以下、(b)から(d)までの書類を一つの企画提案書として、合計9部(原本1部、副本8部)提出すること。

イ 見積書 1部

③ 留意事項等

- ・ A4版(縦横は問わない。)で作成すること。なお、ページ数に上限は設けない。
- ・ フォントサイズは、最低11ポイントとすること。
- ・ 企画提案は、1者につき1つとし、実現可能なものであること。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない(本市が補正等を求める場合を除く。)
- ・ 仕様書に掲げている業務の目的を十分に踏まえて提案すること。
- ・ 企画提案書の内容は、次の「(2) 企画提案書の記載要領」に基づき記載すること。
- ・ 業務委託料の範囲内の提案であること。また、別途費用が発生するオプションがある場合は、別料金であることをはっきり明示すること。

(2) 企画提案書の記載要領

① 企画提案書(鑑)(様式5)

様式5の内容により記載すること。

② 業務実施体制(様式6)

様式6の記載要件を十分に確認の上、真に本業務に従事する体制を記載すること。また、協力事業者がある場合には合わせて記載すること。なお、任意の様式を用いる場合は、「業務実施体制」を記載した書類であることを明示すること。

③ 類似業務実績(様式7)

様式7の記載要件を十分に確認の上、記載すること。また、類似業務実績に係る資料(契約書の写し等の実績を証明する書類)を添付すること。なお、任意の様式を用いる場合は、「類似業務実績」を記載した書類であることを明示すること。

④ 企画提案書（企画提案の内容を記載）（様式任意）

企画提案書は、次の項目に沿って記載すること。

ア 業務の実施方針

イ 業務内容

- （a）原城跡の価値を伝える３ＤＣＧ等のコンテンツ（VR等）制作及び公開
- （b）ガイダンス展示コーナーのデジタル展示
- （c）サテライト展示コーナーのデジタル展示
- （d）運用開始後（ランニングコスト、メンテナンスコスト、後年度の更新性など）に関すること

（３）見積書の記載要領

- ・見積書は、内訳書（人件費、事業費、再委託費などの業務費と諸経費などの管理経費）も合わせて作成すること。
- ・値引き額は、記載しないこと。
- ・見積年月日、会社名、代表者名、事業者の所在地（住所）を記載のうえ、社印、代表者印を押印すること。
- ・宛名は「南島原市長」とすること。
- ・業務名称は「原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託」とすること。
- ・見積書には、積算の内訳（根拠）が判別できるように詳細に記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は５０,０００,０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、上限金額を超える提案があった場合は失格とする。

IV 審査基準

I 総則

本審査基準は、市が発注する原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を決定するにあたって、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）の提案を客観的かつ公正に評価し、最も優れた提案を行ったものを選定するための方法や評価項目を示すものである。

2 審査委員会の設置

市は、最も優れた提案を行った者を選定するにあたり、原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、提案書の内容について、参加者に質問することができる。

3 審査

- （１）審査委員は、「４ 審査基準」に基づき、参加者から提出された提案について評価項目ごとに評点をつける。
- （２）審査委員各人の持ち点は均一で、各参加者に対しての委員一人当たりの審査点数は200点満点とし、審査終了後、各審査委員の評点の合計を集計して、その合計点の高い方から順に順位を決定する。
- （３）審査委員会は、すべての審査委員の評点の合計得点が最も高い者を、最も優れた提案を行った者（優先交渉権者）として選定する。ただし、最も高い評点を獲得した場合であっても、全審査委員の平均得点が140点に満たない場合は要求水準を満たしていないとみなし選定しない。
- （４）最も高い評点を獲得したものが2者以上いる場合、審査委員会は、協議の上、相対評価により最も優れた提案を行った1者を優先交渉権者第1位に選定する。
- （５）審査結果は、採否に関わらず、速やかに文書で通知する。
- （６）なお、審査の過程において疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の参加者に確認を行う。
- （７）審査委員会は非公開とし、審査内容及び審査結果についての異議は、一切受け付けない。また、選定の経緯は公表しない。

4 審査基準

(1) 評価ごとの評点は、次のとおりとする。なお、提案漏れの項目の評点は0点とする。

評 価	評 点
A 大変優れている	項目の配点×1.0
B 優れている	項目の配点×0.8
C 普通	項目の配点×0.6
D やや劣っている	項目の配点×0.4
E 劣っている	項目の配点×0.2

(2) 評価の項目、視点、指標ごとの配点は、次のとおりとする。なお、提案漏れの項目の配点は0点とする。

項目	評価の視点	主な指標	配点
業務実施能力	業務実施体制	本業務を実施するための十分かつ万全な責任者や技術者の配置など、実施体制は万全であるか。	10
	類似業務実績	本業務を確実に遂行できる業務実績を有しているか。なお、実績数は評価に影響しない。	10
	業務等の実施方針及び進め方など	原城跡及び地域特性等の諸条件を十分に理解したうえで、業務の実施方針や進め方などは、適切であるか	20
企画提案内容	業務内容	①原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツ(VR等)制作及び公開	築城時の原城跡の描写に関する提案は、利用者の理解が進むような提案であるか(3DCGのみで、あるいは解説動画等のサブコンテンツと合わせて十分に価値が伝わる提案か) 一揆当時の原城跡の描写に関する提案は、利用者の理解が進むような提案であるか(3DCGのみで、あるいは解説動画等のサブコンテンツと合わせて十分に価値が伝わる提案か) 本項目の全体構成は、利用者の理解が進むような提案であるか 公開に関する提案や使用する端末に関する提案は、費用対効果を含めて適正な内容であるか
			20
			20
			10

		②ガイダンス展示コーナーのデジタル展示	監修者との調整方法等に関する提案は適正なものであるか	10	
			著作権などの権利に関する考え方などは本市にとって有利なものであるか	10	
			展示の内容は、デジタル展示として、斬新であり、注目度を高められる提案であるか	15	
			使用する機器類等は、管理や運用が容易で、費用対効果を含めて適正な提案であるか	5	
		③サテライト展示コーナーのデジタル展示	世界遺産センターのエントランスの一角に配置する展示として、来館者が興味を抱くような提案であるか	5	
			使用する機器類等は、管理や運用が容易で、費用対効果を含めて適正な提案であるか	5	
その他	その他	全体	提案全体として、後年度負担が増大するような提案出ないか	10	
			3DCGコンテンツを主として、後年度の更新や機能拡張が費用対効果を含めて適正な提案であるか	10	
			本業務全体として、原城跡への来訪を考えている人などにアプローチできるような工夫がみられるか	10	
見積書	見積金額の妥当性	見積書の内訳は明確かつ適切な積算がなされているか。		10	
合 計					200

5 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ① 優先交渉権者となった者は、契約に向けて市と提案内容等の確認や主に仕様書といった契約に関わる事項についての交渉を行う。
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し契約を締結するものとする。その場合、当該事業者は、市が別途指定する日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、交渉により当初の提案内容から変更が生じる場合は、当該事業者は、変更後の企画提案書及び見積書を提出しなければならない。
- ③ 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次点の者が交渉権者となり、交渉が成立した場合は当該事業者を契約者として決定し、契約を締結するものとする。
- ④ 当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じた場合には、当該優先交渉権者である事業者に対して、次回以降の本事業への参加資格を付与しない場合がある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積金額に消費税を加算した金額の範囲内とし、契約締結前に再度見積書を徴取したうえで決定する。

V 様式

- 様式 1 プロポーザル参加表明書
- 様式 2 会社概要書
- 様式 3 質問票
- 様式 4 辞退届
- 様式 5 企画提案書（鑑）
- 様式 6 業務の実施体制
- 様式 7 類似業務実績

※各様式について、注意書き、記入要領などは必要に応じて削除しても構いません。

(様式 1)

令和 年 月 日

南島原市長 松本 政博 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名

印

プロポーザル参加表明書

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託について、当社は資格要件を満たしているため、公募型プロポーザルへの参加の意思を表明します。

なお、本公募型プロポーザルに係る担当部署等につきましては下記のとおりです。

記

担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	
令和7年度 南島原市入札参加資格の有無	有 ・ 無 (いずれかに○) (対象業務：)

※担当者は、本プロポーザルに関する連絡等の窓口となる者を記入してください。「プロポーザル参加のための技術的要件」に掲げる業務全般の責任者（業務責任者）は、別書類（任意様式）に記入してください。

(様式2)

令和 年 月 日

会 社 概 要 書

南島原市長 松本 政博 様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

⑨

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託公募型プロポーザルの参加
表明にあたり、会社概要を以下のとおりお知らせします。

商号又は名称	
所 在 地	〒 住所
代表者職氏名	
設立年月日	
資 本 金	
業 績	
従業員数	
事業内容	
組 織 図 (本社・本店、 支社・支店・営 業所等が確認で きるもの)	

※組織図については、別途任意の組織図を添付可。

(様式 3)

令和 年 月 日

票 問 質

商号または名称

代表者職氏名

印

(担当者氏名)

連絡先 電話番号

FAX

業務名：原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

質 問 事 項

- 注) 1. 本様式は、指名競争入札及び随意契約見積りに用いるものとする。
2. 本票は、問合先・提出先（南島原市教育委員会 文化財課 世界遺産推進班／E-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp）へPDFファイルにより電子メールで送付すること。
3. 質問票の原本は、企画提案書の提出時に教育委員会文化財課世界遺産推進班に別途提出すること。
4. 電話・口頭による質問、受付期限を過ぎての質問には回答しない。
5. 質問回答書は、「I プロポーザル実施要領」のスケジュールに記載の期限までに南島原市ホームページ上に公開する。
6. 下記の趣旨の質問には回答を行わない。
- (ア) 「実施要領」の明らかな誤読
 - (イ) 「実施要領」に対する個人的な意見
 - (ウ) 提案しようとする内容についての是非を問うもの
 - (エ) 質問者が自ら判断又は調査すべきもの
 - (オ) 本業務と直接関係のない質問

(様式4)

令和 年 月 日

南島原市長 松本 政博 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名

印

辞 退 届

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託公募型プロポーザルに参加
表明をしましたが、次の理由により参加を辞退したいので届け出ます。

理 由：

(担当者) 担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(様式5)

企画提案書

業務名：原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

南島原市長 松本 政博 様

提案者 住 所
 商号または名称
 代表者職氏名

印

担当者 所 属
 氏 名
 電 話
 F A X
 電子メール

(様式6)

業務名：原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

業務の実施体制

1. 責任者及び各担当者等

業 務	所属、役職、氏名	資 格
業務責任者		
その他（ ）		

備考 ・ 想定される業務において各担当者（予定を含む）を記入すること。
・ 業務責任者及び各担当者は、複数業務の兼務も可能であること。
・ 資格欄は担当業務に関連する資格を有している場合にのみ記入すること。
・ 記入欄が不足する場合などにおいては、記載内容に変更が生じない範囲において適宜、表を追加・修正しても差し支えない。（以下の2つの項目も同様）

2. 協力事業者について

協力事業者名称	所在地

備考 ・ 委託業務の実施にあたり、協力を得ることが可能な関連する企業等がある場合は、その名称及び所在地を記入すること。

3. 協力事業者の業務分担

協力事業者名称	担当業務等の内容

備考 ・ 「2. 協力事業者」の担当する業務内容について記入すること。

(様式7)

業務名：原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

類似業務実績

No.	業務名	業務概要	発注者	契約金額（円）	事業期間
1					年 月 ～ 年 月
2					年 月 ～ 年 月
3					年 月 ～ 年 月
4					年 月 ～ 年 月
5					年 月 ～ 年 月

- 備考 ・概ね過去10年間に受託した同種業務の契約実績を、直近のものから順に記入すること。
(5件まで)
- ・発注者欄には、発注者名及び発注者所在地を記入すること。
 - ・様式6において協力事業者がある場合は、その事業者の実績も記入可とする。
 - ・記入した業務のうち契約金額の大きい上位3件について、実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。
 - ・記入枠内に記載できない場合などにおいては、適宜、表を修正しても差し支えない。

(別紙Ⅰ)

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託仕様書

Ⅰ 業務の名称

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

Ⅱ 業務の履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

Ⅲ 業務の目的

南島原市では、現在、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の本質的価値の理解促進と地域振興を図るために南島原市原城跡世界遺産センター（以下「世界遺産センター」という。）の建設を進めている。世界遺産センターは、「原城跡」のガイダンス施設を核として、地元特産品等の販売施設、観光情報の発信・案内施設等をもって構成する複合施設で、市内の文化・観光資源の周遊性を高めるための機能を兼ね備えた本市の拠点施設として位置付けている。建設工事の完成は、令和8年3月末までを見込んでおり、供用開始の時期は、令和8年の秋から冬にかけての時期を予定している。

原城跡は、島原・天草一揆の主戦場となった場所であり、島原・天草一揆をきっかけとして、幕府が海禁政策を確立させ、禁教政策を徹底したことで、キリシタンは、2世紀以上にわたり潜伏しながら独自で信仰を継続せざるを得なくなった。このようなことから、原城跡は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のストーリーの出発点となる構成資産と言える。

また、原城跡は、キリシタン大名有馬晴信が築いた城郭としての価値も有しており、現地では戦跡としての価値と城郭としての価値が混在していることから、その価値が理解しづらい状況もある。

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託（以下、「本業務」という。）は、『世界文化遺産の構成資産の一つとしての原城跡の価値』や『史跡としての原城跡の価値』、『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』について、より分かりやすく伝えることができるよう、最新鋭のデジタル技術を用いて、世界遺産センターのガイダンス展示と連動する、或いはガイダンス展示の解説内容を補完できる原城跡のVR等のコンテンツなどを制作することを主目的として実施するものである。

4 業務の内容

(1) 業務実施の前提

本業務は、現在、建設を進めている南島原市原城跡世界遺産センターの展示と連動する、或いはガイダンス展示を補完するために実施する業務委託であることから、ガイダンス施設の展示概要などを踏まえて実施すること。

原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツの制作に関して、本業務の実施にあたり利用できる原城跡に関連する資料は限定的である。利用できる資料は、『原城跡及び周辺の航空レーザー測量3次元データ』や『史跡原城跡保存活用計画』が主なものとなり、『一揆当時の絵図資料など本市においてデジタル資料として収集した情報』や『これまでの資料調査等により蓄積した情報』も活用可能である。ただし、本市が所蔵するもの以外の資料を業務で利用する場合については、受託者において所蔵先の許可等を得る必要がある。このように限られた情報の中で3DCG等を構築していく必要があることから、描写する範囲や内容、どこまで精緻に表現するか、不確定な部分をどのような手法で描写するのかなどを精査しながら決定していく必要があり、原城跡に精通した専門家による監修は不可欠であると考えている。

また、世界遺産センターのガイダンス施設は、展示スペースが限定的であるため効率的な展示をおこなう必要があり、原城跡について十分に理解をしたうえで、発掘調査成果などをもとにして、最新のデジタル技術を活用した展示をおこなう必要がある。

(2) 業務内容

①原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツ（VR等）制作及び公開

市が作成した原城跡及び周辺の航空レーザー測量3次元データや史跡原城跡保存活用計画などの情報をもとに、往時の原城跡を理解できる3DCGコンテンツ等を制作すること。

また、VR等では伝わりづらい部分や出来事については、必要に応じて、わかりやすく伝えるための解説動画コンテンツなどを制作すること。

制作したコンテンツについては、タブレット端末等を用いて、原城跡の現地を散策しながら観賞できるようアプリケーションの構築や既存アプリケーションの活用、webサイト等の活用など、適切な方法により公開すること。

公開のための端末について、現在、本市が所有するタブレット端末（Lenovo Tab K10（TB-X6C6X） ARCore対応 15台）で公開が不可能な場合や台数が不足する場合などにおいては、端末の整備も本業務に含めるものとする。

公開にあたり、必要な関連業務（多言語化（英、中（簡・繁）、韓）など）も本業務に含めるものとする。

なお、制作する3DCG等のコンテンツの具体的内容（描写する範囲、品質、公開手法、解説動画などの画質、時間（秒数）など）や必要に応じて整備する端末などを含む詳細な仕様については、契約締結までに、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

≪ 3 D C G等に係る重要項目 ≫

- ・ 原城跡の築城当時の様子が理解できる 3 D C G（城郭全体俯瞰）
- ・ 一揆当時の原城跡の様子（幕府軍の配置や一揆軍が立て籠もった状況など）が理解できるような 3 D C G

≪ 3 D C G等では伝わりづらい項目例 ≫

- ・ 一揆後の破却を解説するための解説動画
- ・（島原地域や天草地域での）一揆勢の動きを解説する動画

【参考資料等】

- ・ 原城跡及び周辺の航空レーザー測量 3 次元データ（平成 2 3 年度測量、精度 S=1/500、主曲線 1m 間隔、副曲線 50 cm 間隔、対象範囲 約 2, 0 0 k m²、データ形式 DM、DXF、PDF）
- ・ 史跡原城跡 保存活用計画（令和 3 年 3 月）

② ガイダンス展示コーナーのデジタル展示（1 か所程度）

ガイダンス展示コーナーにおいて、建築工事を伴わない内容で、展示を補完し、来館者の理解を促進するためのデジタル展示（設備を含む。）を構築する。

公開にあたり、必要な関連業務（多言語化（英、中（簡、繁）、韓）など）も本業務に含めるものとする。

なお、ガイダンス展示コーナーのデジタル展示については、すでに埋め戻されていて現地で実物を見学できない遺構の再現や一揆後の破却の状況を伝えるような動きを伴う解説などの展示を想定しているが、「①原城跡の価値を伝える 3 D C G等のコンテンツ（VR 等）制作及び公開」との重複は考えておらず、具体的内容や品質、展示方法などを含む詳細な仕様については、契約締結までに、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

【本デジタル展示の設置想定箇所など】

- ・ ガイダンス展示室の「原城の発掘」コーナー又は「出土遺物公開コーナー」のうち幅 2.0m 以内、高さ 1.5m 以内、奥行き 1.0m 以内（床面を使用する場合は、幅 6.0m 以内、奥行き 1.8m 以内）の場所を想定しているが、展示室内で他に効果的な場所があればこの限りではない。なお、可能な限りコンパクトなデジタル展示とすること。
- ・ 床面などを利用して投影するような手法も可能ではあるが、その場合、床面の加工費や電気設備の追加などの費用も本業務委託費に含まれるものとする。
- ・ 出土遺物の 3 D C Gは、本市が運用する「突撃！南島原情報局」アプリで公開しており同様のデジタル展示は想定していない。
- ・ 使用する設備等について、後年度のランニングコストが抑えられるものであること。

③ サテライト展示コーナーのデジタル展示（1 か所）

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産のサテライト展示コーナー（無料ゾーン）において、建築工事を伴わない内容で、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」全体の周遊につながるようなサイネージなどのデジタル展示（設備を

含む。)を整備し、各構成資産所在市町の情報を発信すること。

情報の発信にあたり、必要な関連業務(多言語化(英、中(簡、繁)、韓)など)も本業務に含めるものとする。

各構成資産所在市町の情報については、本市が各自治体に依頼のうえ提供いただくこととしており、それらの映像データなどを編集のうえ公開すること。

なお、サテライト展示コーナーのデジタル展示の具体的内容や品質、展示方法などを含む詳細な仕様については、契約締結までに、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

【想定箇所など】

- ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産のサテライト展示コーナー(無料ゾーン)の『世界遺産紹介』コーナーの一角で、幅1.0m以内、高さ1.5m以内、奥行き1.0m以内の場所を想定しているが、世界遺産の価値をわかりやすく伝える機能を有しつつ、可能な限りコンパクトなものとする。
- ・公開するための映像等について、あくまでも各自治体から提供いただくデータを活用することとし、本業務において、新たに他の自治体の現地などで撮影することはない。
- ・本展示で整備する機器類は、上映データの差し替えや追加などが容易にできるものであることが重要である。
- ・使用する機器類について、後年度のランニングコストが抑えられるものであること。

5 著作権

本業務の成果品に係る著作権については、全て南島原市に帰属する。(ただし、アプリケーション等、著作権を移動できない部分は除く。)また、受託者は、同著作物についての著作者人格権を行使しないこと。

なお、本項目に関する記載内容は、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

6 成果品

受託者は、本業務の完了後に次の成果品及び監督職員が必要と認めるものを市に提出しなければならない。

- | | |
|--|----|
| ① 業務完了報告書 | 一式 |
| ・ 事業計画書 | |
| ・ 実施工程表 | |
| ・ 事業一覧表及び明細表 | |
| ・ 業務の実施工程や成果を確認できる資料 | |
| ・ 関連業務（多言語化）の成果などを確認できる資料 | |
| ・ 業務に係る協議経過等を確認できる資料 | |
| ・ 本業務に係る各種マニュアル類 | |
| ・ その他、事業の実施状況を確認できる資料 | など |
| ② 3DCG等のコンテンツ | |
| ・ ソフト等の電子データ | 一式 |
| ※本市においてパソコン等で確認できるようなデータ | |
| ③ ガイダンス展示コーナーのデジタル展示 | |
| ・ 設備 | 一式 |
| ・ ソフト等の電子データ | 一式 |
| ※本市においてパソコン等で確認できるようなデータ | |
| ④ サテライト展示コーナーのデジタル展示 | |
| ・ 設備 | 一式 |
| ・ ソフトの電子データ | 一式 |
| ※本市においてパソコン等で確認できるようなデータ | |
| ⑤ 関連する端末等（本業務の一環で準備する場合） | 一式 |
| ⑥ 本業務に係る各種マニュアル類の電子データ
（Word 及び PDF 形式） | 一式 |
| ⑦ 多言語化電子データ（Excel 形式） | 一式 |
| ⑧ その他、市が必要と認める資料 | 一式 |

7 留意事項等

上記の1から6までの項目に記載する事項の他、本業務の実施にあたって、受託者は、次の事項に留意しなければならない。

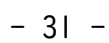
- ① 本業務の実施に係る責任者を配置すること。
- ② 本市から、本業務の実施状況について報告を求められたときは、市が指定する期限までに書面にて報告すること。
- ③ 契約締結時において確認した業務の内容が変更となる場合、受託者と市が協議のうえ本業務の委託料を変更することができる。ただし、委託料の増額は行わないものとする。
- ④ 本市は、受託者の了承を得ないで業務の成果品を市内部において利活用することができること。
- ⑤ 本業務の履行により知り得た情報を市以外の第三者に漏らしてはならないこと。
- ⑥ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書の内容を変更する必要がある場合は、受託者と市が協議して決定するものとする。

8 施設の内容（計画）等

世界遺産センターの施設内容（計画）並びに位置図、敷地の概要図、建物の概要図は、以下のとおりである。

南島原市原城跡世界遺産センターの施設内容（計画）

施設区分				該当施設・エリア	
屋内	ガイダンス施設		496㎡	展示室〔385㎡〕、サテライト展示コーナー〔19㎡〕、収蔵庫〔44㎡〕、バックヤード〔28㎡〕、受付〔6㎡〕、控室・ストック〔14㎡〕	
	便益施設①	管理・観光案内施設	438㎡	エントランスホール・通路・風除室〔222㎡〕、休憩スペース〔48㎡〕、管理事務室(執務及び応接スペース、湯沸室、受付)〔64㎡〕、倉庫〔24㎡〕、会議室〔80㎡〕	
		利便性向上施設	64㎡	トイレ〔62㎡〕、授乳室〔2㎡〕	
	物産施設		241㎡	売り場及び付帯設備〔165㎡〕、事務室(執務及び応接スペース)〔20㎡〕、更衣休憩室〔10㎡〕、倉庫〔20㎡〕、キッチンコーナー〔8㎡〕、軽食コーナー〔18㎡〕	
	計		1,239㎡		
屋外	便益施設②	利便性向上施設	6,301㎡	イベント交流ゾーン〔415㎡〕、マルシェゾーン〔310㎡〕、駐輪場〔15㎡〕、E Vパーク〔13㎡〕、トイレ〔80㎡〕、駐車場・通路等〔5,468㎡〕	
		緑地帯	2,754㎡	植栽帯〔714㎡〕、管理用スペース〔374㎡〕、法面〔1,666.64㎡〕	
	計		9,055㎡		
総 計			10,294㎡		

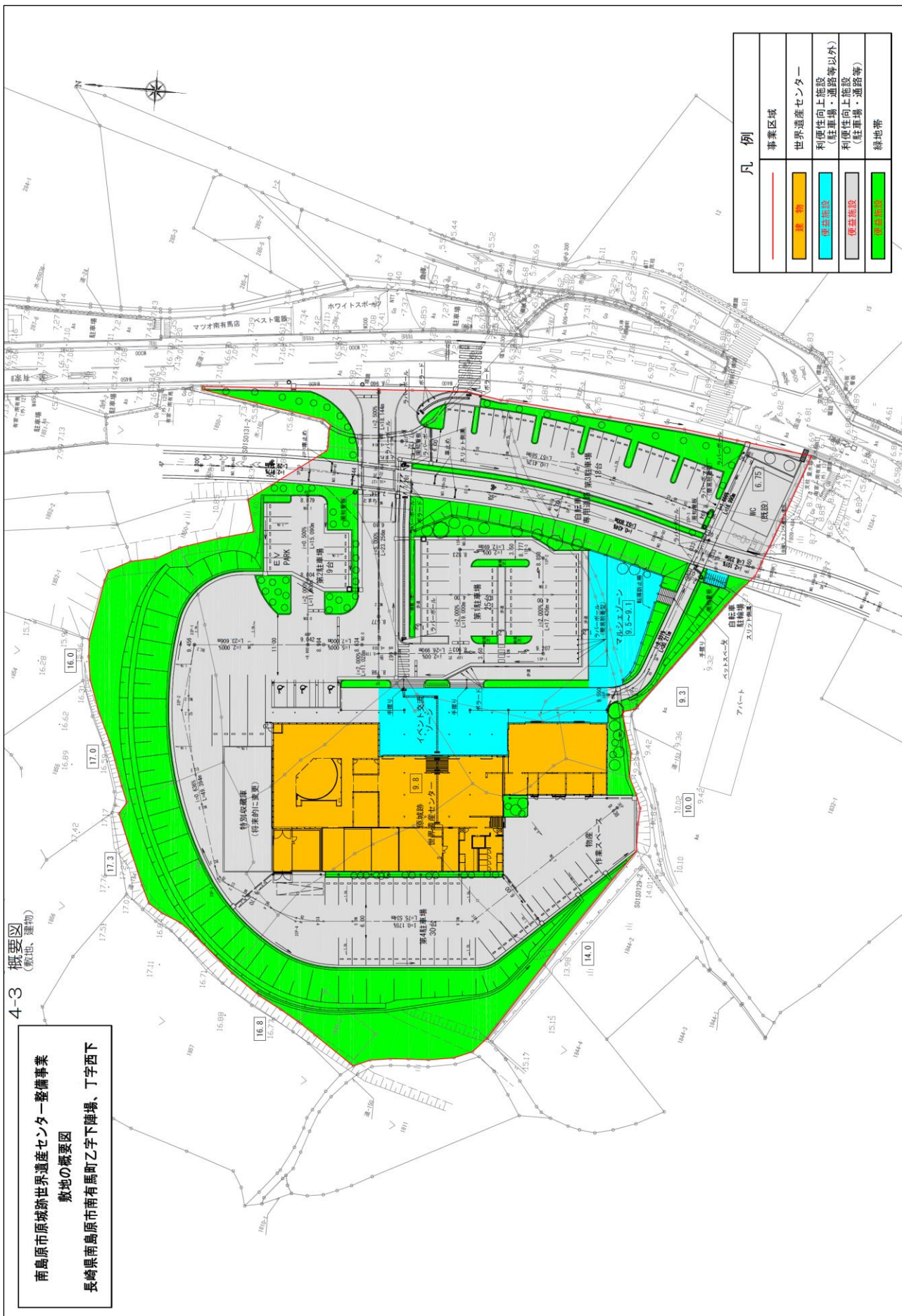


4-3 概要図
(敷地、建物)

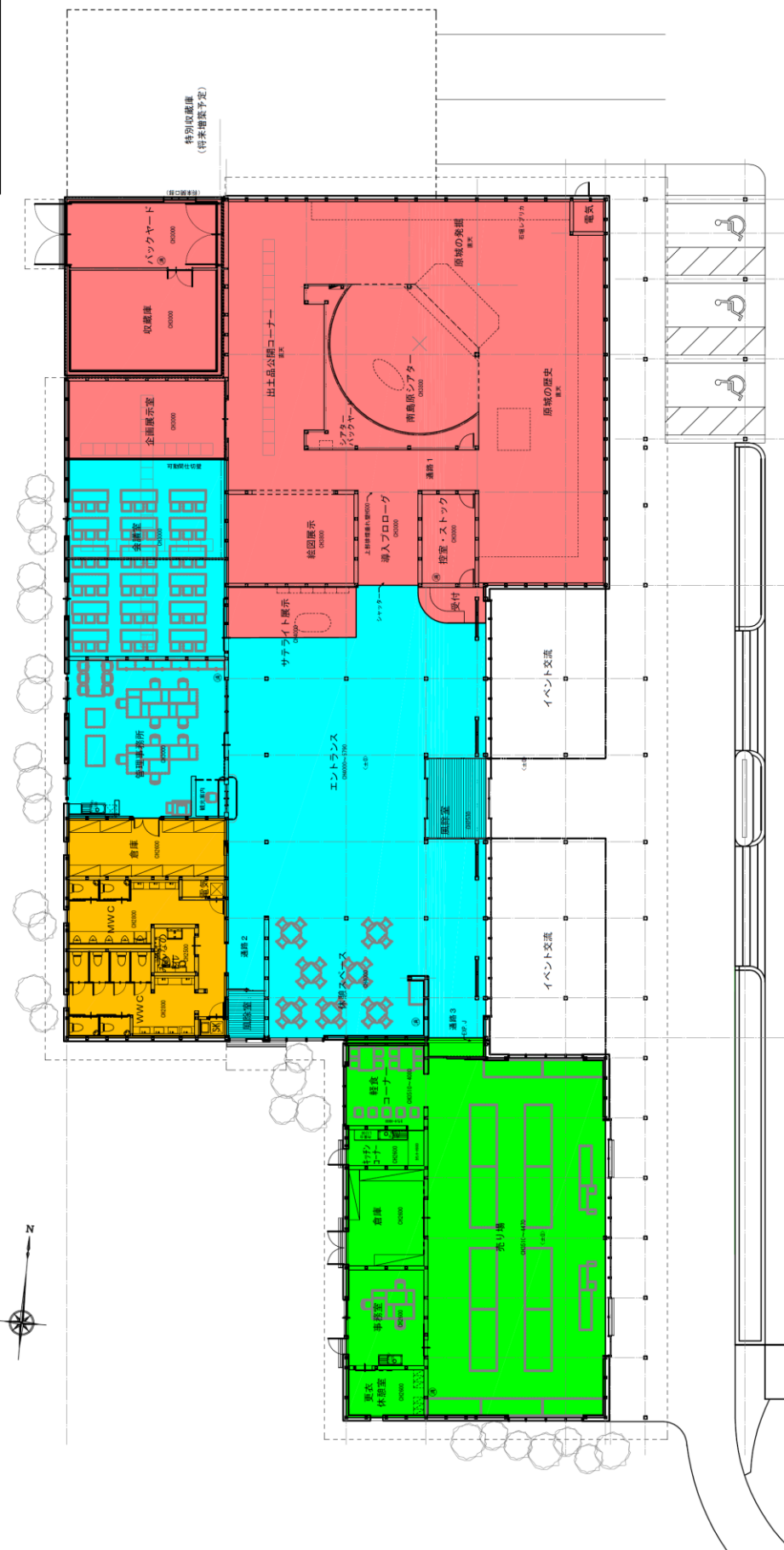
南島原市原城跡世界遺産センター整備事業

敷地の概要図

長崎県南島原市南有馬町乙字下降場、丁字西下



南島原市原城跡世界遺産センター整備事業
建物の概要図
長崎県南島原市南唐町乙字下陣場、丁字西下



凡 例	
■	主要展示場
■	世界遺産がイデンス施設
■	観光案内施設
■	物産販売施設
■	利用性向上機能